

平成30年度 三重大学教員免許状 更新講習募集要項

(三重大学上浜キャンパス(津市)・東紀州地域共通)

—現職教員の資質向上を目指して—

●重要なお知らせ●

1. 平成 30 年度の教員免許状更新講習は、三重大学上浜キャンパスでの開設とは別に、東紀州地域において「東紀州サテライト」等を活用した講習も開設します。
それぞれ受講申込スケジュールが異なりますので、上浜キャンパスでの講習の受講申込スケジュールは P3 のフローを、東紀州地域での講習の受講申込スケジュールは P5 のフローをご確認ください。
2. 上浜キャンパスでの講習は第Ⅰ期（6月、7月、8月）と第Ⅱ期（9月、10月）に分けて行います。それぞれ受講申込スケジュールが異なるため P3 の上浜キャンパス用のフローにてご確認ください。
3. 受講申込申請時に必要な書類について、昨年度から変更点があります。募集要項の P10 をご確認ください。
4. 免許状更新講習規則の一部を改正する省令の施行（平成 25 年 8 月 8 日）により、認可保育所に勤務する保育士は、設置者が幼稚園を設置しているかどうかにかかわらず、受講対象者となります。
5. 幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士も受講対象者となります。
6. 「栄養教諭免許状を有する者」の更新講習（本学においては必修講習、選択必修講習）が受講できます。

三重大学教員免許状
更新講習実施委員会



教育の最新事情1

■必修講習

必修講習は、1講習を1人の講師で行う講習と、2人の講師が午前と午後に分かれて講義を行う講習があります。

■主な受講対象者

「幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教諭、
養護教諭及び栄養教諭」



学校ではさまざまな子どもたちが一緒に
の場所で学びを深めています。本講習
では、合理的配慮のあり方や、障害の
ある子どもたちへの教育的支援のあり
方について、グループワークを行いな
がら考えたいと思います。



講師：菊池 紀彦

三重大学教育学部教授。
主な専門分野は特別支援教育、
障害児心理学。

受講生の声



今勤務している学校には重度の子どもはいませんが、大変興味深いお話でした。映像の例で、私としては40分で遊べるという行動が見られたら、つい成功！！と思ってしまうようなのに・・・
発達の見極めの見極めの重要性を学ばせて頂きました。（特別支援学校・教諭）

合理的配慮などは、資料にたとえがたくさん作ってもらえ大変わかりやすかったです。私にとって身近なこともあったので知れてよかったです。（保育園・保育士）

多文化共生を視野に入れた異文化理解の授業

■選択必修講習

■主な受講対象者

「幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教諭、
養護教諭及び栄養教諭」



国際化が進進し、異なる文化を継承
している人々と交流する機会が増え
てきました。本講習では、異なる文
化を継承している人々と地域で共存
するために、教科教育や総合学習に
おける異文化理解を深める授業を考
えていきます。



講師：永田 成文

三重大学教育学部教授。
主な専門分野は社会科地理教育、
異文化理解教育。

受講生の声



異文化理解教育は、非常に単発的に総合的に行われるものが多いと感じていたため、価値判断→意思決定（→社会形成）という質的变化が求められることを学んで、大変勉強になりました。職場で国際教育にも関わっているのですが、いろいろな教科で、段階的に導いてゆけることに気づき、学校の授業で、異文化理解の能力をつけさせていきたいと思いました（中学校・教諭）

教材がわかりやすく作成されていて好奇心くすぐられる充実した授業でした。“異文化理解”という言葉だけでは堅苦しくとっつきにくいと思っていましたが、こんな考えがあったのかとハッとさせられる面白い内容でした（小学校・教諭）

幼児・児童の体力・運動能力の向上と発育発達

■ 選択講習

■ 主な受講対象者

「幼稚園教諭・小学校の保健体育科担当教諭」



幼児・児童の体力・運動能力の向上と発育発達について運動生理学およびバイオメカニクスの観点から理解するとともに、幼児・児童の基本的な運動の動作様式を分析・検討し、体育授業等における運動学習の在り方や指導法について、簡単な実技を交えながら考えていきたいと思います。



講師：八木 規夫
三重大学教育学部教授。
主な専門分野は体力科学、
バイオメカニクス。

受講生の声



現在の幼児の運動能力が下がってきているということを再認識し、普段から遊びの中で運動をたくさん行い、運動時間を確保していくことが大切だと改めて気付きました。また、様々なデータがグラフ化されており、一つひとつ分析されていたため、とても参考になりました。(幼稚園・その他)

幼児期にとにかくいろんな遊びを通して運動を経験させることの大切さが分かりました。楽しく夢中に体を動かせる体育の授業づくりを考えたいです。特にバスケの導入で子と3ゲームを取り入れると例を挙げられていたように、本時の授業内容と結びついたウォーミングアップを準備したいです。(小学校・教諭)

書写指導の内容と実技

■ 選択講習

■ 主な受講対象者

「小学校教諭、中学校の国語科担当教諭」



子どもたちは書写の授業をどう感じているのでしょうか。書写が直面している課題を捉えた上で、文字そのものに着目し、文字を書く楽しさ、文字によるコミュニケーションの楽しさを伝える「文字を正しく整えて書く」書写授業の工夫を考えていきます。毛筆による文字指導も取り上げ、運筆基礎力の向上も目指します。



講師：林 朝子
三重大学教育学部准教授。
主な専門分野は書写書道。

受講生の声



書写の授業がすべての教科につながっているというお話を聞かせていただき、書写指導の重要性を感じさせていただきました。生徒が文字を正しく整えて、速く書けるよう、これから、授業をがんばりたいです。(中学校・教諭)

書写教育、書写指導に対する知識、理解が深まりました。子どもたちの興味関心を大切にしながら表現力を高めていくための基本的な技術を身に着け、学習を進めていけるよう努めていきたいと思えます。ありがとうございました。(小学校・教諭)

三重大学上浜キャンパス(津市)教員免許状更新講習受講フロー

平成30年度の上浜キャンパスでの更新講習は、第Ⅰ期（6月、7月、8月）と第Ⅱ期（9月、10月）に分けて実施します。第Ⅰ期と第Ⅱ期でそれぞれ受講申込予約の期間が異なりますので、ご注意ください。

(注) 東紀州地域での更新講習については、P5の東紀州地域用のフローをご確認ください。

更新講習受講対象であるかの確認を行ってください。（免許管理者（都道府県教育委員会）にお問い合わせください。）

1

三重大学教員免許状更新講習システム（以下「更新講習システム」という。）へアクセスし、受講者利用登録をしてください。更新講習システムの操作については、本学ホームページ内の「更新講習システム利用案内」を必ず確認してください。

受講者利用登録が完了すると、受講者IDが発行され、「利用申込完了」のメールが送信されます。

必修	6時間
選択必修	6時間
選択	18時間

合計30時間

※免許状の更新には「必修領域」6時間と「選択必修領域」6時間及び「選択領域」18時間の計30時間の履習・修了が必要です。
（なお、本学は6時間単位でお申し込みが可能です。）

本募集要項「3. 受講料」「4. 受講料入金後の受講申込者の都合による辞退について」を必ず読み、了承した上で、更新講習システムにて受講を希望する講習情報を確認して、第Ⅰ期・第Ⅱ期それぞれ以下のスケジュールに沿って受講申込を行ってください。

第Ⅰ期と第Ⅱ期の両期に受講申込することができます。ただし、計30時間（5講習分）を超えての受講申込をすることはできません。両期合わせて計30時間（5講習分）まで受講申込をすることができます。（受講例：第Ⅰ期に5講習、第Ⅰ期に3講習・第Ⅱ期に2講習、第Ⅱ期に5講習など）

また、第Ⅰ期と第Ⅱ期を一括して受講申込することはできません。各期ごとにそれぞれのスケジュールに沿って受講申込をしてください。

2

上浜キャンパスと東紀州地域の両講習会場に受講申込をすることができます。ただし、計30時間を超えての受講申込をすることはできません。両講習会場合合わせて計30時間まで受講申込をすることができます。

（受講例1：上浜キャンパスで5講習、受講例2：上浜キャンパスで3講習・東紀州地域で2講習 など）

また、東紀州地域での更新講習の申込期間は、上浜キャンパスでの更新講習の申込期間より早い時期に行いますので、必ずP5の東紀州地域用のフローをご確認ください。

なお、上浜キャンパスと東紀州地域での更新講習が同じ日に開設する場合がありますので、開設日をよくお確かめの上、受講申込をしてください。

第Ⅰ期（6月、7月、8月）の
受講申込スケジュール

【更新講習システム申込期間】

平成30年4月10日（火）16時～
平成30年4月22日（日）27時（23日
（月）午前3時）

第Ⅱ期（9月、10月）の
受講申込スケジュール

【更新講習システム申込期間】

平成30年7月10日（火）16時～
平成30年7月19日（木）27時（20日
（金）午前3時）

(注) 更新講習システム申込期間後、募集定員に空きがある講習については、再募集を行います(P12参照)。対象となる講習については、ホームページにてお知らせします。

受講申込時に必要な書類について、昨年度から変更点があります。募集要項のP10を確認し、該当する区分の受講申込書類を以下の送付先に提出期限までに郵送してください。

なお、「受講申込書」は更新講習システムより印刷し、顔写真(36mm～40mm)を貼付、受講者本人印を押印し、所属学校長などから受講対象者である証明(受講申込書下欄に、証明日、証明者の所属・役職、証明者氏名を記載、証明者の公印押印)を受けてください。

(注) 東紀州地域での更新講習も受講される方は、受講申込書を印刷する際、上浜キャンパスの講習と東紀州地域の講習とで受講申込書を分けて提出するようにしてください。また、それぞれの受講申込書に顔写真を貼付し、受講対象者である証明を受けてください。

【受講申込書類提出期限】

平成30年5月1日(火) 必着(提出厳守)

【受講申込書類提出期限】

平成30年7月31日(火) 必着(提出厳守)

【送付先】

〒514-8507

三重県津市栗真町屋町1577

三重大学学務部教務チーム 教員免許状更新講習担当

※封筒の表面に「免許状更新講習受講申込書類在中」と朱書きしてください。

三重大学から、受講料の振込依頼書が郵送されますので、コンビニエンスストアから受講料を振込ください。(入金期限厳守、振込依頼書の再発行はいたしませんので、ご注意ください。)

【受講料振込期限】

平成30年5月24日(木)

【受講料振込期限】

平成30年8月23日(木)

2

3

更新講習システム、本学ホームページを随時確認し、受講に関する準備を進めてください。

受講料入金処理が完了すると、更新講習システムの申込内容確認欄のステータスが「受講決定」となり、「受講票を印刷」することができます。受講票を印刷後、本学ホームページ内の「写真票」を印刷し、必要事項を記入後、写真を貼付けてください。

4

講習当日

◎受講票、写真票、受講に関する準備物を必ず持参してください。

◎当日の受付場所など、「講習受講に関するお知らせメール」が講習受講までに送信されますので、必ずご確認ください。

5

履修認定試験に合格した受講者に対して、履修証明書を郵送します。(講習開設日から約2ヶ月後までに郵送します。)

※更新講習終了後、免許管理者(都道府県教育委員会)へ申請が必要です。なお、免許状更新手続きについては、免許管理者にお問い合わせください。

三重大学東紀州地域教員免許状更新講習受講フロー

平成30年度は、主に東紀州地域（尾鷲市、熊野市、大台町、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町の7市町）の学校にお勤めの方やお住まいの方を対象として教員免許状更新講習を開設します。講習会場についてはP18にてご確認ください。

（注）東紀州地域以外の学校にお勤めの方やお住まいの方でも東紀州地域で開設される更新講習を受講することができます。

（注）三重大学上浜キャンパス（津市）での更新講習については、P3の上浜キャンパス用のフローをご確認ください。

更新講習受講対象であるかの確認を行ってください。（免許管理者（都道府県教育委員会）にお問い合わせください。）

1

三重大学教員免許状更新講習システム（以下「更新講習システム」という。）へアクセスし、受講者利用登録をしてください。更新講習システムの操作については、本学ホームページ内の「更新講習システム利用案内」を必ず確認してください。

受講者利用登録が完了すると、受講者IDが発行され、「利用申込完了」のメールが送信されます。

必修	6時間
選択必修	6時間
選択	18時間

合計30時間

※免許状の更新には「必修領域」6時間と「選択必修領域」6時間及び「選択領域」18時間の計30時間の履習・修了が必要です。

（なお、本学は6時間単位でお申し込みが可能です。）

本募集要項「3. 受講料」「4. 受講料入金後の受講申込者の都合による辞退について」を必ず読み、了承した上で、更新講習システムにて受講を希望する講習情報を確認して、以下のスケジュールに沿って受講申込を行ってください。

2

東紀州地域と上浜キャンパスの両講習会場に受講申込をすることができます。ただし、計30時間を超えての受講申込をすることはできません。両講習会場合わせて計30時間まで受講申込をすることができます。

（受講例1：東紀州地域で5講習、受講例2：東紀州地域で3講習・上浜キャンパスで2講習 など）

また、東紀州地域での更新講習の申込期間は、上浜キャンパスでの更新講習の申込期間より早い時期に行いますので、お間違えの無いようご注意ください。

なお、上浜キャンパスと東紀州地域での更新講習が同じ日に開設する場合がありますので、開設日をよくお確かめの上、受講申込をしてください。

三重大学東紀州地域更新講習の受講申込スケジュール

【更新講習システム申込期間】

平成30年4月2日（月）16時～平成30年4月8日（日）27時（9日（月）午前3時）

(注) 更新講習システム申込期間後、募集定員に空きがある講習については、再募集を行います (P12参照)。対象となる講習については、ホームページにてお知らせします。



受講申込時に必要な書類について、昨年度から変更点があります。募集要項のP10を確認し、該当する区分の受講申込書類を以下の送付先に提出期限までに郵送してください。

なお、「受講申込書」は更新講習システムより印刷し、顔写真 (36mm ~ 40mm) を貼付、受講者本人印を押印し、所属学校長などから受講対象者である証明 (受講申込書下欄に、証明日、証明者の所属・役職、証明者氏名を記載、証明者の公印押印) を受けてください。

(注) 上浜キャンパスでの更新講習も受講される方は、受講申込書を印刷する際、東紀州地域の講習と上浜キャンパスの講習とで受講申込書を分けて提出するようにしてください。

また、それぞれの受講申込書に顔写真を貼付し、受講対象者である証明を受けてください。

【受講申込書類提出期限】

平成30年5月1日 (火) 必着 (提出厳守)

【送付先】

〒514-8507

三重県津市栗真町屋町1577

三重大学学務部教務チーム 教員免許状更新講習担当

※封筒の表面に「免許状更新講習受講申込書類在中」と朱書きしてください。



三重大学から、受講料の振込依頼書が郵送されますので、コンビニエンスストアから受講料を振込ください。(入金期限厳守、振込依頼書の再発行はいたしませんので、ご注意ください。)

【受講料振込期限】

平成30年5月24日 (木)

3

更新講習システム、本学ホームページを随時確認し、受講に関する準備を進めてください。
受講料入金処理が完了すると、更新講習システムの申込内容確認欄のステータスが「受講決定」となり、「受講票を印刷」することができます。受講票を印刷後、本学ホームページ内の「写真票」を印刷し、必要事項を記入後、写真を貼付けてください。

4

講習当日

◎受講票、写真票、受講に関する準備物を必ず持参してください。
◎当日の受付場所など、「講習受講に関するお知らせメール」が講習受講までに送信されますので、必ずご確認ください。

5

履修認定試験に合格した受講者に対して、履修証明書を郵送します。(講習開設日から約2ヶ月後までに郵送します。)

※更新講習終了後、免許管理者(都道府県教育委員会)へ申請が必要です。なお、免許状更新手続きについては、免許管理者にお問い合わせください。

平成19年6月に教育職員免許法が改正され、平成21年度から教員免許更新制が導入されました。

三重大学上浜キャンパスでは、平成30年6月～10月にⅠ期(6月、7月、8月)とⅡ期(9月、10月)に分けて多様な免許状更新講習を実施します。

また、平成30年度は三重大学上浜キャンパスでの開設とは別に、主に東紀州地域(尾鷲市、熊野市、大台町、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町の7市町)の学校にお勤めの方やお住まいの方を対象に、「東紀州サテライト」を活用した講習も開設します。

「東紀州サテライト」は、東紀州地域をフィールドとする教育研究の実践的展開における中核拠点として、平成28年11月に開設しました。教員免許状更新講習を多く担当している教育学部は、「東紀州サテライト」の東紀州教育学舎を活動拠点とし、高等教育機関がない東紀州地域の教育力向上に向けて取り組んでいます。

(注) 東紀州地域以外の学校にお勤めの方やお住まいの方も東紀州地域での講習に申し込みをすることができますが、三重大学上浜キャンパスで開設する講習とお間違えの無いようご注意ください。

1 受講対象者

(1) 旧免許状（平成21年3月31日までに授与された普通免許状又は特別免許状）を所持する者で、以下に掲げる修了確認期限を迎える①～⑩に該当する方

【修了確認期限】

- A. 教諭・養護教諭免許状の旧免許状を所持している場合（旧免許状所持者のうち栄養教諭免許状を平成21年4月1日以降に授与されている場合を含む）

生年月日	平成31年3月31日時点の年齢	修了確認期限
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	満55歳	平成31年3月31日
昭和48年4月2日～昭和49年4月1日	満45歳	
昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	満35歳	
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	満54歳	平成32年3月31日
昭和49年4月2日～昭和50年4月1日	満44歳	
昭和59年4月2日～	～満34歳	

- B. 旧免許状所持者のうち栄養教諭免許状を平成21年3月31日以前に授与されている場合

栄養教諭免許状の授与日	修了確認期限
平成20年4月1日～平成21年3月31日	平成31年3月31日

(2) 新免許状（平成21年4月1日以降に初めて授与された普通免許状又は特別免許状を所持する者で、所持している免許状に記載されている有効期間の満了の日の、2年2ヶ月前～2ヶ月前までの期間内にある①～⑩に該当する者

- 新免許状を所持されている方は、以下についてご注意ください。

有効期間の満了の日が異なる複数の新免許状を所持している場合、最も遅い有効期間の満了の日が有効期間満了の年月日となります。

なお、旧免許状を1枚でも所持している場合、平成21年4月1日以降に新たに教員免許状を取得した場合でも、同じく旧免許状として授与されますのでご注意ください。

※各個人が、新免許状・旧免許状の両方を併有することはありません。

- ① 現職教員（校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、保育教諭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く）
- ② 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
- ③ 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ④ ③に準ずる者として免許管理者が定める者
- ⑤ 教員採用内定者
- ⑥ 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登載されている者
- ⑦ 過去に教員として勤務した経験のある者
- ⑧ 認定こども園及び認可保育所に勤務している幼稚園教諭免許状を有している保育士
- ⑨ 幼稚園を設置している者が設置する認可外保育所などで勤務している幼稚園教諭免許状を有している保育士
- ⑩ その他文部科学大臣が定める者

※ ④の受講対象者に該当するかは、勤務する学校等や免許管理者（勤務地の都道府県教育委員会など）にご確認ください。

※ ⑩の受講対象者に該当する方は、以下のとおり定められています。（平成20年文部科学省告示第164号）

- イ) 学校教育法施行規則第150条第3号の規程により文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員

-) 少年院法第1条に規定する少年院において同法第4条第1項各号に掲げる教科を担当する職員
- ハ) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科の教員
- 二) 文部科学省又は国立教育政策研究所の調査官のうち、学校教育又は社会教育に係る専門的な指導助言を行っている者等

※教員免許状更新講習については、文部科学省のホームページ：

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm をご覧ください。

- 上記(1)、(2)の受講対象者以外にも修了確認期限を延期された場合、有効期間の満了の日を延長された場合等で受講対象になる場合があります。受講対象者かどうか不明な方は、免許管理者（勤務する学校等所在地の都道府県教育委員会）にお問い合わせください。

【ご注意ください！】

受講対象者に該当するか否かについては、申請内容に基づき確認いたしますので、申請内容に誤りがあった場合には、本学は一切責任を負いません。

2 受講申し込み

(1) 受講申込方法

更新講習システムからの申し込みにより、先着順で受け付けます。

更新講習システムのURL

<https://www.kousinkousyu.jp/mie-univ/>

更新講習システムは、三重大学の教員免許状更新講習ホームページ

<http://www.mie-u.ac.jp/certificate/>

からアクセスすることもできます。更新講習システムの利用方法については、本学ホームページの「三重大学教員免許状更新講習システム利用案内」をご覧ください。

更新講習システムでの申込手続きの流れは次のとおりです。

- ① 利用ID登録を行う。
(過去に利用登録された方は、新たに利用登録する必要はありません。取得済みのIDでログインできます。)ここで入力して頂いた個人情報は、三重大学教員免許状更新講習に係る業務の目的以外には使用しません。更新講習システムに登録が完了すると「利用申込完了」メールが届きます。
- ② P14の「3.受講料」「4.受講料入金後の受講申込書の都合による辞退について」を必ず読んでください。
- ③ 受講を希望する講習を検索して、受講申込予約をする。予約が完了すると「予約完了」メールが届きます。

【ご注意ください！】

本学の選択講習には、講習によって「教諭」、「養護教諭」の対象職種が設定されています。

旧免許状所持者は、現在就いている「職」又はこれから就くことを希望している「職」に対応した選択講習を受講する必要があります。例えば、「教諭」と「養護教諭」の免許状を所持する現職の養護教諭は、対象職種に「養護教諭」を含む講習を18時間受講する必要があります。それにより、「教諭」と「養護教諭」の免許状の両方の修了確認申請をすることができます。

新免許状所持者は、所持する免許状の種類に対応した選択講習を受講する必要があります。そのため、対象職種（免許種）の異なる全ての教員免許状を更新するには、それぞれの対象職種に対応した選択講習を受講する必要があります。

例えば、「教諭」と「養護教諭」の免許状を所持する者が両方の免許状を更新するためには、現在の職にかかわらず、対象職種に「教諭」を含む講習と「養護教諭」を含む講習をそれぞれ18時間受講する必要があります。対象職種が「教諭」及び「養護教諭」として設定されている講習は、「教諭」及び「養護教諭」両方の免許状の更新ができます。

選択講習を申し込みの際は、対象職種を十分に確認してください。

※対象職種の確認方法は、教員免許状更新講習システムの各講習の講習基本情報「履修認定対象職種」から確認、もしくは三重大学教員免許状更新講習ホームページの「講習一覧」から確認してください。

この段階で申し込みはまだ終わっていません。以下の⑤の受講申込書類を提出し、三重大学において受講対象者であることが確認できた時点で受講申込予約完了となります。

- ④ 事前課題意識調査（事前アンケート）を入力して登録する。
- ⑤ 三重大学では、平成30年度の免許状更新講習より受講申込時に必要な書類は、以下の表のとおりとします。所持されている免許状の種類等により、提出する書類が異なりますので、ご注意ください。

なお、受講申込書は、更新講習システムより印刷し、顔写真（36mm～40mm）を貼付、受講者本人印を押印し、受講対象者である証明（受講申込書下欄に、証明日、証明者の所属・役職・証明者氏名を記載、証明者の公印押印）を受けてください。

区 分	受 講 申 込 書 類
I. 旧免許状所持者	① 受講申込書
II. 旧免許状所持者で 修了確認期限を 延期した者	① 受講申込書 ② 各都道府県教育委員会が発行した延期証明書の写し
III. 新免許状所持者	① 受講申込書 ② 所持する全ての免許状の写し又は免許状授与証明書の写し
IV. 新免許状所持者で 有効期間満了日を 延長した者	① 受講申込書 ② 所持する全ての免許状の写し又は免許状授与証明書の写し ③ 各都道府県教育委員会が発行した延長証明書の写し

以上の受講申込書類を提出期限までに以下の送付先へ封筒の表面に「免許状更新講習受講申込書類在中」と朱書きをし、郵送してください。受講申込書の内容等に不備がある場合や、提出書類が不足している場合は、受付することができませんので、ご注意ください。

(注) 上浜キャンパス（第1期）と東紀州地域の両講習会場で受講される方は、受講申込書を印刷する際、上浜キャンパスの講習と東紀州地域の講習とで受講申込書を分けて提出してください。また、それぞれの受講申込書に顔写真を貼付し、受講対象者である証明を受けてください。

郵送する際には、必ず封筒の表面に「免許状更新講習受講申込書類在中」と朱書きしてください。
郵送先は、以下のとおりです。

【三重大学教員免許状更新講習受講申込書類送付先】

〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577 三重大学学務部教務チーム 教員免許状更新講習担当

【ご注意ください！】

提出期限を過ぎると、受講の意思がないものと判断し、受講申込予約が取消となります。

受講対象者の区分ごとの受講対象者である証明者は、以下の表のとおりです。
受講対象者である証明者がわからない場合は、免許管理者（都道府県教育委員会）にお問い合わせください。

●受講対象者の区分と証明書

受講対象者の区分	証明者
・現職教員（保育教諭含む）	校長または園長
・教員採用内定者 教育職員となることが見込まれるもの	○公立学校および幼稚園に任命・雇用予定者 ⇒都道府県教育委員会・市町村教育委員会の任用・雇用する者 ○私立学校および幼稚園に任命・雇用予定者 ⇒学校法人等の任用・雇用する者
・教員勤務経験者であって教育職員となることを希望する者	○公立学校および幼稚園に勤務していた者 ⇒勤務していた学校園が所在する都道府県教育委員会・市町村教育委員会 ○私立学校および幼稚園に勤務していた者 ⇒勤務していた学校法人等の長
・認定子ども園及び認可保育所に勤務する幼稚園教諭免許状を保有する保育士 ・幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育所などに勤務する幼稚園教諭免許状を保有する保育士	○認定こども園、認可保育所（園）に勤務する者 ⇒園長または所長 ○幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育所などに勤務する者 公立の場合⇒当該施設設置者：市町村長 私立の場合⇒当該施設設置者：学校法人等の長

- ⑥ 三重大学において受講申込書類の確認後（受講申込者の受講資格を確認）、書類不備のない方には、受講料払込依頼書を郵送します。（受講申込書類の確認ができた方から順に発送を予定しています。）
お手元に届きましたら、払込依頼書に記載されているコンビニエンスストアから、期限までに払込してください。（銀行等の金融機関からの払込はできません。）

【ご注意ください！】

期限までに払込されなかった場合は、受講の意思がないものと判断し、受講申込が取消となります。
また、受講料払込依頼書の再発行はできません。紛失や期限超過には、くれぐれもご注意ください。

- ⑦ 三重大学において受講申込者からの入金を確認できましたら、受講申込が確定され、更新講習システムの「ステータス」が「受講決定」と表示されます。受講申込内容を確認し、更新講習システムで「受講票」を印刷してください。受講票を印刷後、本学ホームページ内の「写真票」を印刷し、必要事項を記入後、写真を貼付してください。受講票、写真票は「講習当日に必ず持参」してください。受講票及び写真票は、講習当日に受付で回収し、確認後、午後の受講の際に返却します。

(2) 受講申込予約受付期間

【三重大学上浜キャンパス受講申込予約受付期間】

○第Ⅰ期（6，7，8月に開設する「更新講習」を募集）

- 更新講習システム申込期間 → 平成30年4月10日（火）16時～
平成30年4月22日（日）27時（23日（月）午前3時）
- 受講申込書類提出期限 → 平成30年5月1日（火）
- 受講料振込期限 → 平成30年5月24日（木）

○第Ⅱ期（9，10月に開設する「更新講習」を募集）

- 更新講習システム申込期間 → 平成30年7月10日（火）16時～
平成30年7月19日（木）27時（20日（金）午前3時）
- 受講申込書類提出期限 → 平成30年7月31日（火）
- 受講料振込期限 → 平成30年8月23日（木）

【三重大学東紀州地域受講申込予約受付期間】

○6月、7月、8月に開設する「更新講習」を募集

- 更新講習システム申込期間 → 平成30年4月2日（月）16時～
平成30年4月8日（日）27時（9日（月）午前3時）
- 受講申込書類提出期限 → 平成30年5月1日（火）
- 受講料振込期限 → 平成30年5月24日（木）

※提出期限を過ぎたものは、一切受理いたしません。

（注）上浜キャンパスと東紀州地域の講習ともに受講申込予約受付期間で、受講申込予約が定員に達しなかった講習（定員に空きがある講習）については、以下の日程で再募集を行います。

対象となる講習については、ホームページにてお知らせします。

●上浜キャンパス・東紀州地域再募集のスケジュール

6月開講分	【更新講習システム申込期間】 平成30年5月8日（火）～平成30年5月10日（木） 【受講申込書類提出期限】 平成30年5月18日（金） 【受講料振込期限】 平成30年5月28日（月）
7月開講分	【更新講習システム申込期間】 平成30年5月12日（土）～平成30年5月16日（水） 【受講申込書類提出期限】 平成30年5月25日（金） 【受講料振込期限】 平成30年6月8日（金）
8月開講分	【更新講習システム申込期間】 平成30年6月7日（木）～平成30年6月11日（月） 【受講申込書類提出期限】 平成30年6月22日（金） 【受講料振込期限】 平成30年7月6日（金）
9・10月開講分	【更新講習システム申込期間】 平成30年8月1日（水）～平成30年8月5日（日） 【受講申込書類提出期限】 平成30年8月16日（木） 【受講料振込期限】 平成30年8月23日（木）

(3) 受講申し込み上の留意事項

- ① 受講申し込みは、更新講習システムからの受付です。郵送、電話及びファックスによる受講申し込みはできません。
- ② 各講習とも定員に達し次第、申し込み受付を締切ります。受講申込予約の講習変更は、受講申込受付期間中であれば何度でも可能ですが、受付期間終了後はできません。また、キャンセル待ちの受付はありません。
- ③ 必修講習は6時間を1講習のみ申し込むことができます。複数の講習のお申し込みは、他の受講者の方への迷惑となりますので、おやめください。
- ④ 選択必修講習は6時間を1講習のみ申し込むことができます。複数の講習のお申し込みは、他の受講者の方への迷惑となりますので、おやめください。
- ⑤ 選択講習は6時間を、3講習まで申し込むことができます。予備日のための複数の講習のお申し込みは、他の受講者の方への迷惑となりますので、おやめください。また、同じ日に複数の講習を申し込むことはできません。選択講習は18時間の受講が必要ですが、3日間連続して受講する必要はありません。
- ⑥ 教員免許状更新講習は、受講対象者が保有する免許状の種類や職に応じた講習を受講することが必要です。「平成30年度三重大学教員免許状更新講習一覧」中でお知らせする「履修認定対象職種」および「主な受講対象者」を確認の上、受講申込予約を行ってください。
例)「履修認定対象職種」について
「履修認定対象職種」が「教諭」の講習には、養護教諭・栄養教諭の方は申し込みできません。
「履修認定対象職種」が「養護教諭」の講習には、教諭・栄養教諭の方は申し込みできません。
「履修認定対象職種」が「教諭・養護教諭・栄養教諭」の講習には、教諭、養護教諭、栄養教諭のいずれの方も申し込みができます。
- ⑦ 受講者の希望と講習内容のミスマッチを防ぐため、各講習とも更新講習システム上で詳しい講習情報を提供しています。申し込みを行う場合は、必ず、講習情報を確認してください。
- ⑧ 同一講習（開催年月日の異なる同名の講習）の受講は、重複履修となるため履修認定できません。
※ 選択必修講習と選択講習のシラバスが同一であれば、重複して受講することはできません。
開催年度が異なっても、重複履修となります。重複履修の事態が生じた場合、二度目に受講した講習の履修証明書は発行せず、受講料も返還できませんので、申し込みの際には、十分注意してください。
- ⑨ 受講申込予約については、下記の「3.受講料」「4.受講料入金後の受講申込者の都合による辞退について」を確認の上、慎重に行ってください。
- ⑩ 第Ⅱ期予約登録時及び再募集予約登録時の注意事項
第Ⅰ期予約登録時に必修講習6時間、選択必修講習6時間、選択講習18時間の講習登録を行い、当日欠席した場合は、予約取消ができないため、受講希望者から第Ⅱ期予約登録時及び再募集予約登録時の予約登録ができません。
この場合は、予約開始前までに、必ず三重大学教員免許状更新講習事務局までご連絡ください。この連絡がない場合は、講習予約受付ができないことがあります。
- ⑪ 上浜キャンパスの第Ⅰ期と第Ⅱ期の講習及び上浜キャンパスの講習と東紀州地域の講習を一括して受講申し込みをすることはできません。それぞれの期及び講習会場ごとの受講申込スケジュールに沿って受講申込をしてください。
ただし、再募集を行う講習の受講申し込みは、講習会場ごとではなく、開催月ごとに行います。詳しい日程はP12をご確認ください。

3 受講料

必修講習（1講習：6時間）	6,000円
選択必修講習（1講習：6時間）	6,000円
選択講習（1講習：6時間）	6,000円

免許状の更新に必要な必修講習を1講習、選択必修講習を1講習、選択講習を3講習の計5講習を本学で全て受講する場合、受講料は30,000円です。

※講習内容により、上記料金の他、材料費や教材費等が必要となる講習がありますが、その旨を了承の上、申込みを行ってください。講習内容は、更新講習システムの講習基本情報で詳しく説明していますので、確認してください。

※受講料は、三重大学から郵送する受講料払込依頼書により、コンビニエンスストアから期限までに払込ください。期限までに払込されなかった場合は、受講申込が取消となります。

※受講料払込依頼書の再発行はできませんので、紛失や期限超過等のないように注意してください。

入金された受講料は、原則として返還できません。本学の講習を受講する意思がある方のみ、受講料を入金してください。

ただし、以下の①から④の場合には、受講申込者本人からの申し出により、既納の受講料のうち相当額を返還します。

- ① 悪天候や自然災害等やむを得ない事情により、本学が休講とした場合
- ② 本学の都合により休講とした場合
- ③ 悪天候や自然災害等の影響により、公共交通機関の利用ができず受講が困難だったと本学が認めた場合
- ④ その他、やむを得ない事情であると本学が認めた場合

なお、「④ その他、やむを得ない事情であると本学が認めた場合」とは、以下の場合とします。
(証明書を提出していただきます。)

- (1) 受講者本人が入院している場合（病気や事故など）
- (2) 受講者本人の3親等以内の親族の葬儀等に出席する場合
- (3) 受講申込時には、予定されていなかった勤務校および勤務校に準ずる学校行事に参加することになった場合で、所属長からの証明が得られる場合

また、③、④に該当する場合は、**任意の様式で、「理由書(申請書の記名・押印)」および証明書(証明書の記名・押印)」を作成し、速やかに本学に提出してください。**

※①～④に該当するかどうか不明の場合は、お問い合わせください。

[問合せ先]

三重大学学務部教務チーム教員免許状更新講習担当

電話：059-231-5520 メール：kyomu-m@ab.mie-u.ac.jp

4 受講料入金後の受講申込者の都合による辞退について

受講辞退の申し出は、以下のアドレスへメールでご連絡ください。

メール：kyomu-m@ab.mie-u.ac.jp

連絡の際は、受講者ID、受講者氏名、受講を辞退する講習名を、メールに記載の上、ご連絡ください。

入金された受講料の取り扱いについては、

前述の3.受講料①から④までの場合は、受講料相当額を返還します。申し出いただく際に、今年度に本学が開講する講習のうち、募集定員に空きのある他の講習に受講申込の振替えをすることもできますので、どちらを希望するかを、メールに記載の上、ご連絡ください。

前述の3.受講料①から④に該当しない場合は、受講料相当額の返還はできません。また、募集定員に空きのある他の講習へ受講申込の振替もできません。

5 受講準備

- (1) **受講票・写真票の印刷**… 受講には受講票と写真票が必要です。講習開催日までに更新講習システムから受講票を印刷してください。また、写真票は三重大学教員免許状更新講習ホームページから印刷し、必要事項を記入後、顔写真を貼付してください。
- (2) **教材等の準備**… 講習によっては、受講前にあらかじめ準備を行っておいてほしいことや講習に必要な教材等の準備が必要なことがあります。更新講習システムの講習情報を、必ず事前に確認してください。
- (3) **保険の加入**… 講習受講に係る保険（会場までの移動についても含みます。）は、受講者において加入してください。
- (4) **講習日当日に持参するもの**… 講習日当日には、以下のものを持参してください。

【講習日当日に持参するもの】

- 受講票 ● 写真票 ● 講習情報で特に持参することが指示されている資料、教材など
- 筆記用具、時計（各教室には、時計がございません。必ず持参ください。ただし、計時機能のものに限る。）
- 講習受講に適した服装（実技等を伴う講習の場合の準備）

※本学では、昨今の地球温暖化や東日本大震災による電力不足といった問題を受け、一層の省エネルギー対策に取り組んでいます。クールビズ、ウォームビズ、空調温度設定等（夏：28℃ 冬：20℃）にご理解いただきますようお願いいたします。また、空調設備の関係上、場所により体感温度が異なりますので、暑い、寒いの調整のできる服装をご準備ください。

6 講習

- ◎平成30年度教員免許状更新講習一覧については、本学ホームページ <http://www.mie-u.ac.jp/certificate/> にてお知らせします。
ホームページでは、講習受講に関するいろいろなお知らせを掲載しますので、必ずご確認ください。
- ◎各講習とも、原則8時30分から受付し、9時から講習を開始します。ただし、講習によって開始時間等が異なる場合があります。必ず、更新講習システムの講習情報で確認してください。
- ◎1講習毎（必修講習は6時間、選択必修講習は6時間、選択講習は6時間）の、講習終了後に受講された講習について、受講者評価書を提出していただきます。
- ◎受講者は、定められた時間数の講習を受講しなければなりませんので、遅刻、早退、欠席等は認められません。
- ◎受講者は、講習時間内に実施される履修認定試験を受験し、試験に合格することで、履修認定されます。
- ◎休憩（昼食休憩も含む）については、各講習担当講師の指示に従ってください。
- ◎講師の急病・事故などにより、やむを得ず、休講および講師を変更して、講習を実施する場合がありますので、ご承知おきください。
- ◎栄養教諭向けの選択講習は、本学では開講しません。（三重県内では、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部にて開講します。）

7 履修認定

(1) 履修認定試験

- ◎各講習は、受講した講習の内容について履修認定試験を行います。
- ◎試験の方法は、筆記（選択、論述）、口頭、実技、作品提出等により行います。講習ごとに異なりますので、更新講習システムの講習基本情報で確認してください。
- ◎履修認定試験において不正行為があったと認められた場合には、当該講習が開講された年度の履修認定を行わないとともに、既納の受講料は返還しません。また、不正行為実行者の所属する機関の長等に不正行為の事実を通知します。

(2) 履修認定

履修認定試験に合格した受講者に対して、更新講習システムに登録された住所に、履修証明書を郵送します。講習開催日から約2ヶ月後までに郵送を予定しています。履修証明書には、同じ月に開催された講習全ての履修認定が記載されます。更新講習修了確認の申請に必要となりますので、大切に保管してください。

また、履修認定試験の結果については、更新講習システムでも確認することができます。

なお、免許状更新手続きについては、免許管理者（都道府県教育委員会）にお問い合わせください。

(3) 成績開示

受講者は、履修認定試験の個人成績を開示請求することができます。

開示請求を希望する場合は、履修証明書等の発送日から2週間以内に所定の手続きにより申請していただくことになります。詳細は、本学ホームページ内の「よくあるご質問」をご確認ください。

8 その他

(1) 身体に障がい等のある方の事前相談

身体に障がいのある、または病気その他の理由で、受講に際して特別な措置を希望される方は、募集期間の申込受付期間の開始以前に、（原則、平成30年3月2日（金）までに）三重大学更新講習担当まで、電話、メールのいずれかにてご相談ください。

なお、申込受付期間の終了後であっても、急遽何らかの特別な措置が必要となった場合は、できるだけ早くご連絡いただきますようお願いいたします。

【事前相談窓口】

三重大学学務部教務チーム教員免許状更新講習担当

電話：059-231-5520 メール：kyomu-m@ab.mie-u.ac.jp

(2) 講習の実施、受講の際の留意事項

- ① 悪天候、自然災害及びその他やむを得ない事情による休講の措置
次に該当する場合には、講習を休講とします。
 - ・ 午前7時現在、講習を開催する地域に「暴風警報」、「特別警報」が発令されている場合
 - ・ 台風・地震などの自然災害や火災等により、講習を実施できないと本学が判断した場合
 - ・ 担当講師の急病等やむを得ない事情により、講習を実施できないと本学が判断した場合休講の措置を行う場合は、原則として講習日当日の午前7時30分までに、三重大学教員免許状更新講習ホームページでお知らせするとともに、更新講習システムに登録されたメールアドレスに通知します。これらの方法で休講の連絡を受け取れない場合は、受講票に記載された緊急連絡先にお問い合わせください。休講になった場合の取り扱いについては、ホームページ上の「平成30年度教員免許状更新講習が休講になった場合の取り扱いについて」をご確認ください。
- ② 当日、講習を欠席される場合は、受講票に記載された連絡先に電話連絡をお願いします。(連絡がない場合にも本学から問い合わせることはせず、欠席といたします。)
- ③ 昼食は、会場内にある食堂等を利用することが可能ですが、時期によって閉店の場合や大変混み合うことがありますので、持参されることをお勧めします。
- ④ 会場に託児所はありません。お子様連れでの受講はできません。
- ⑤ 次に該当する場合には、講習の受講を認めませんのでご注意ください。
また、既納の受講料も返還いたしません。
 - ・ 講習受講に相応しくない服装及び態度等であると本学が判断した者
 - ・ 公序良俗に反すると本学が判断した者
 - ・ その他本学が受講不適切と判断した者
- ⑥ 講習中は、スタッフが教室等に入り、写真を撮影しますのでご承知おきください。
撮影した写真は、三重大学教員免許状更新講習ホームページ、募集要項及び事業報告書等に掲載するために利用し、その他の目的には利用しません。

9 講習会場

三重大学上浜キャンパス(津市)

三重大学上浜キャンパス (津市栗真町屋町1577)

上浜キャンパスの第Ⅰ期・第Ⅱ期ともに全ての講習をこちらで行います。

最寄り駅 近鉄江戸橋駅 徒歩約20分
近鉄・JR津駅 バス・タクシー約10分

【ご注意ください！】

三重大学上浜キャンパスには「受講者用駐車スペース」はありません。受講に際しては公共交通機関のご利用をお願いします。

万が一、無断で自動車での入構が判明した場合、不認定とさせていただきます。

大学周辺施設への無断駐車によるトラブル発生の連絡がありますが、本学は一切責任を負えません。

また、会場における盗難、事故等のトラブルに対する責任も負いかねますので予めご承知おきください。

三重大学東紀州地域

三重大学東紀州サテライト東紀州教育学舎 三重県立木本高校旧寄宿舍南風寮 (熊野市木本町1101-4)

東紀州地域で開設する選択必修講習と選択講習の全ての講習をこちらで行います。

最寄り駅 JR熊野市駅 徒歩約15分

三重県立紀南高校 (南牟婁郡御浜町阿田和1960)

6月2日(土)に東紀州地域で開設する必修講習「教育の最新事情16」はこちらで行います。

最寄り駅 JR阿田和駅 徒歩約20分

三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校 (尾鷲市光ヶ丘28-61)

7月21日(土)に東紀州地域で開設する必修講習「教育の最新事情17」はこちらで行います。

最寄り駅 JR尾鷲駅 徒歩約30分・車15分

【ご注意ください！】

三重大学東紀州サテライト、三重県立紀南高校、三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校では駐車場をご利用いただけますが、駐車場・会場における盗難、事故等のトラブルに対する責任は負いかねますので予めご承知おきください。

また、駐車場には限りがあります。会場付近への路上駐車や周辺施設への無断駐車は絶対にしないでください。万が一トラブルが発生した場合でも本学は一切責任を負いません。

10 講習当日のスケジュール

○必修講習スケジュール（1人講師体制）例

9：00～11：50	講習 ※
11：50～13：00	昼休み
13：00～15：50	講習 ※
15：50～16：00	休憩
16：00～16：40	履修認定試験
16：40～	受講者評価書を記入し、提出後解散

○必修講習スケジュール（2人講師体制）例

9：00～11：50	講習A ※
11：50～12：00	休憩
12：00～12：20	履修認定試験
12：20～13：20	昼休み
13：20～16：10	講習B ※
16：10～16：20	休憩
16：20～16：40	履修認定試験
16：40～	受講者評価書を記入し、提出後解散

●必修講習（2人講師体制）では、受講者IDによりクラス分けを行います。そのため、受講クラスによって、講習の順序が変わります。

また、1人講師体制と2人講師体制とでスケジュールが異なるので、ご注意ください。

○選択必修講習スケジュール例

9：00～11：50	講習 ※
11：50～13：00	昼休み
13：00～15：50	講習 ※
15：50～16：00	休憩
16：00～16：40	履修認定試験
16：40～	受講者評価書を記入し、提出後解散

○選択講習スケジュール例

9：00～11：50	講習 ※
11：50～13：00	昼休み
13：00～15：50	講習 ※
15：50～16：00	休憩
16：00～16：40	履修認定試験
16：40～	受講者評価書を記入し、提出後解散

※それぞれ10分間の小休憩を含みます。

●講習によって、上記のスケジュール例とは異なるスケジュールで講習を行う場合がございますので、ご注意ください。

よくあるお問い合わせ

更新講習システムで受講者利用登録（ID取得）をするにあたって

Q 保有する免許状が「現有免許状一覧」の中にありません。

A 昭和 63 年以前に取得された方は、以下のように選択・入力してください。

【小学校・中学校教諭免許状の場合】

一級免許状 ⇨ 「小一種」、「中一種」

二級免許状 ⇨ 「小二種」、「中二種」

【高等学校教諭免許状の場合】

・種類

一級免許状 ⇨ 「高専修」 二級免許状 ⇨ 「高一種」

・教科または領域

社会の場合 ⇨ 「地理歴史」及び「公民」の両方を入力

【盲学校・聾学校・養護学校教諭免許状の場合】

・種類

「特支専修」、「特支一種」、「特支二種」から該当するものを選択

・教科または領域

盲学校教諭免許状 ⇨ 「視覚障害者」

聾学校教諭免許状 ⇨ 「聴覚障害者」

養護学校教諭免許状 ⇨ 「知的障害者」・「肢体不自由者」・「病弱者」の3領域を入力

講習受講期間について

Q 認可保育所に勤めている保育士です。修了確認期限内であれば講習をいつ受講しても良いですか？

A P.4の受講対象者をご確認ください。旧免許状（平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状（栄養教諭免許状を持つ方を除く）を持つ方の最初の修了確認期限は、生年月日で割り振られています。新免許状（平成21年4月以降に初めて授与された普通免許状又は特別免許状）を持つ方の有効期間満了日は、所持する全ての免許状の中で最も遅い有効期間満了日が、全ての免許状の有効期間満了日となります。修了確認期限（有効期間満了日）の2年2ヶ月前～2ヶ月前までの2年間に受講することが必要となります。期限を経過した場合、教職に就かれる際には、2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講して、各住所地の都道府県教育委員会に申請することが必要となります。

【平成30年度三重大学教員免許状更新講習募集に関する問合せ先】

更新講習システムの利用方法や受講申込予約から受講までの諸手続きなどのご質問は、4月1日（日）より11月30日（金）まで、下記の電話、E-mailでお受けします。

電話：059-231-9842（8時から20時まで、土日祝を除く ※4月・5月は土日も対応します）

メール：koushin@ab.mie-u.ac.jp

※ホームページにも、よく寄せられるご質問について、Q&A形式にてご紹介していますので、お問い合わせの前にご確認ください。

【講習受講および履修認定に関する問合せ先】

三重大学学務部教務チーム 教員免許状更新講習担当

電話：059-231-5520（平日9時から17時15分まで、土日祝を除く）

メール：kyomu-m@ab.mie-u.ac.jp

よくある間違い

①更新講習システムで受講者利用登録（ID取得）をするにあたって

【修了確認期限・有効期間満了日の登録間違い】

- ・修了確認期限・有効期間満了日を記載しなければならないところ、誤って修了確認期限・有効期間満了日の2ヶ月前（更新講習手続期間の最終日）の年月日を記載している。（例：第10グループの場合は「平成32年3月31日」とするところを「平成32年1月31日」としてしまう。）

修了確認期限・有効期間満了日の登録が誤りだと思われる場合、確認のお電話をいたします。修了確認期限・有効期間満了日の修正が確認されるまでは、受講料振込依頼書の郵送ができませんのでご注意ください。

なお、旧免許状を所持し、修了確認期限の延期をされている方は、受講申込書を提出する際に必ず修了確認期限の延期証明書の写しを同封するようにしてください。

また、新免許状を所持し、有効期間満了日を延長されている方は、受講申込書と所持している全ての免許状の写しを提出する際に、必ず有効期間満了日の延長証明書の写しを同封するようにしてください。

②受講申込書を提出するにあたって

【受講対象者であることの証明者の押印】

- ・受講申込書の下欄に証明者の公印を押印するところ、誤って私印を押印している。証明者の押印が私印の場合、受講申込書を受理することができません。再度、証明者の公印を押印した受講申込書を提出していただきます。再提出が確認されるまでは、受講料振込依頼書の郵送ができませんのでご注意ください。

三重大学教員免許状
更新講習実施委員会

